



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	達成半ばである
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- 当法人では、県民や企業等の社会貢献活動への関心の高まりと当法人の事業とをうまくマッチングさせ、緑の募金事業、企業との「企業の森林づくり活動協定」による森林整備、「協賛団体」として物品の売上げの一部を寄附する企業の募集などを実施している。景気の低迷により、他の県出資法人において賛助会費の確保には苦労しているところ、改革期間中、その収入を大きく回復させており、評価できる。
- 当法人は、理事長、事務局職員が全員県職員であるところ、法人としての自律性が十分に確保について留意することを提言してきたが、公益法人制度改革への対応で、役員等の定数の絞込みなどが必要となってくるものと思われ、これまでと同様、林業関係団体のみに限らない多方面からの意見がくみ取れるよう体制を整えていく必要がある。
- 当法人が行う森林適正管理事業や緑化思想の普及啓発事業について、法人のホームページ、情報誌を活用し、より意識啓発を図ることにより、県民のボランティア活動の活性化、県内の水土保全機能を高めていくことなど、環境保全意識・教育の高揚にもつなげていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 役員は19名で、林業関係者だけでなく県内各界各層の代表者等が就任しているほか、県農林水産部長が理事長に就いている。
- 職員は、臨時職員を除き全て県職員が兼務している。
- 当法人は県行政の補完という位置付けのもと、理事長以外の役員が非常勤で、理事長、事務局が県職員であることから、法人としての自律性が十分に確保されるよう留意していく必要がある。
この点について、当法人では、理事には林業関係団体のみならず、生協連、農協、漁協、女性団体の代表者等に理事に就任してもらうほか、理事会とは別に運営協議会を年3回開催し、民間の意見を広く聴くこととしている。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 平成23年度中に公益財団法人として移行申請が行えるよう、準備をしているところである。
- 今後、移行申請を行うに当たり、解決・整理していく事項として、役員に関し、その選定において、定数を絞ること、実務者を選任すること、同一団体の理事、使用人等が1/3を超えないようにする必要がある点を挙げている。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：十分達成している】

- 当法人では、「緑化思想の普及啓発事業」、「緑の募金事業」、「森林適正管理事業」等を実施しているが、改革期間中(平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。)平成20、21年度に当期正味財産増減額が減少しているのは、繰越金をできるだけ残さないよう、繰越金を活用して積極的に事業を実施しているためである。
- 収入の大半は、国、県、市町からの補助金、負担金であるが、緑の募金事業において、減少傾向にあった緑の募金額が、改革期間の平成18年度以降増え、平成21年度は目標額を上回る44,666千円あった。また、環境問題等に取り組む企業と「企業の森林づくり活動協定」を締結し、用途を限定したうえで、企業から緑の募金の受入れを行っているほか、物品の売上げの一部を寄附する企業を「協賛団体」として募集する取組みを行い、その成果をあげていることは評価できる。
- 当法人の主要事業である森林適正管理事業についても、県民・企業等(賛助会員)からの賛助会費を受け入れ

ることとし、賛助会員の確保に努めている。	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は19名で、改革期間中、1名減った。 職員数は16名で、改革期間中、兼務する県職員が2名減った。 ・ 臨時職員を除き、人件費支出はない。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林適正管理事業については、以前、県事業と類似するものについては一部廃止するなどしているところであるが、厳しい財政状況から県の財政的関与は小さくなってきている。事業の対象森林の選定に当たっては、公益的機能の高い水土保全林、気象災害や病害虫のおそれのあるもの、表土の流亡等の林地荒廃がみられるもので、森林所有者の意思に基づいて施業の行われる見込みの無いものに限って実施している。また、より競争原理が働くよう競争入札対象者を拡大している。引き続き、限られた財源の中で高い事業効果をあげるよう努める必要がある。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：達成半ばである】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営責任の確保、効率性の推進などの観点から、県農林水産部長の理事長への就任、事務局職員が全員県職員の兼務となっているが、兼務職員の人数について、今後とも、業務量等に応じた適正化に努められたい。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。 ・ ホームページを適宜更新し、森林及び緑化に関する普及啓発、積極的な情報提供を図っている。 ・ 情報公開要綱を定めている。 	